

農泊広域モデル構築・実証事業業務委託 企画提案競技審査会実施要領

1 目的

農泊広域モデル構築・実証事業業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

2 組織及び運営

- （１）審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。
- （２）審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長をもって充てる。
- （３）審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。
- （４）審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

3 会議

- （１）審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。
- （２）審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
- （３）審査会は、審査員の２分の１以上の出席をもって開催する。
- （４）審査会の会議は、非公開とする。

4 審査方法

- （１）企画提案競技の参加者から提出された企画提案書、経費見積書、会社概要、その他の書類により審査を実施する。
- （２）審査員から質問があった場合は、事務局を通じて企画提案者に質問し、回答する。

5 審査の評価方法等

- （１）評価方法
 - ① 審査員ごとに、別添「企画提案協議評価票」を用いて評価する。
 - ② 評点は、評価項目それぞれについて５段階の評価点により評価を行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて数値化する。
 - ③ 点数は、３００点満点（各審査員１００点満点）とする。
- （２）評価項目及び評価観点
別添「企画提案協議評価票」のとおり。

6 基準点

基準点は、各審査員の得点を合計した総得点満点の５割とする。

7 受託候補者の選定

- （１）上記５により算出した評点の合計点が基準点に達している者に対し、点数の高い順に順位を付け、１番の順位の者を委託候補者とする。
- （２）評点の合計点が同じものがあつた場合には、評価表の配点の高いⅡの合計点が高い順に順位を付ける。

附 則

この要領は、令和７年４月２１日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表 1 のとおりとする。
- 2 表 1 の各審査項目について、表 2 により評点を付ける。
- 3 2 の評点に表 1 の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 4 提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点に加点し、その評価基準は表 3 による。
- 5 3 及び 4 の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表 1 審査項目及び係数

審 査 項 目		係数	得点
I	業務を実施する上での全体的なコンセプトや考え方等	3	15
	○事業の趣旨や目的等を理解した提案となっているか。		
II	連携体制の構築および確立に向けたワークショップの企画・運営について		
	(a) 対象とする地域について	2	10
	○農林水産省が設定する「農泊地域」ではなく、新たに地域資源を活用して農泊に取り組もうとする地域が想定されているか ○委託候補者が事業終了後も継続的に連携した取組を進めて行くことが可能な地域か（事業実績等により確認）		
	(b) 参加事業者について	2	10
	○想定される参加事業者の設定が明確か。 ○連携により、通常の観光にはない「農泊」ならではの体験等が設定可能か。		
	(c) ワークショップの内容について	3	15
	○回数や講師等の設定は適切か。 ○事業終了後も事業者間の連携が図られるような工夫がされているか		
III	連携した取組の造成と実践	2	10
	○連携に参加する事業者の役割分担や、旅行事業者を間に挟むなど、実践に当たっての適切な運営体制が想定されているか。		
IV	情報発信について	2	10
	○効果的な方法が具体的に提案されているか。		
V	その他	2	10
	○上記ⅡからⅣ以外で体験と併せ行う企画や、特徴的な取組など、独自の提案が見られるか。提案者の熱意のある提案か。 ○地域と参加者のつながりやその後の展開が期待できるか。		
VI	業務実施体制及び業務スケジュールについて	1	5
	○業務を遂行する上で、十分な実施体制をとっているか。 ○業務スケジュールは妥当な内容となっているか。		
VII	事業費の妥当性	1	5
	○事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。		
合 計			90

表 2 評点

評 点	5	4	3	2	1
評 価	非常に 優れている	優れている	標準 (要求を最低限 満たす)	劣っている	非常に 劣っている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計は90点満点とする。

表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定 ・届出	従業員数100人以 下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5
			次世代法 ※2	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認 定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用 促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」

の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。